

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

東庄町まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

千葉県香取郡東庄町

3 地域再生計画の区域

千葉県香取郡東庄町の全域

4 地域再生計画の目標

住民基本台帳による平成 27 年 4 月 1 日現在の東庄町の人口は 14,754 人で、昭和 60 年をピークに以降長期的に減少傾向が続いている。住民基本台帳によると、令和 3 年 4 月時点では 13,580 人となっており、国立社会保障・人口問題研究所による推計では、令和 42 年に 5,469 人へと減少する見込みとなっている。

年齢 3 区分別人口についてみると、15歳未満の年少人口と15～64歳の生産年齢人口は減少を続ける一方、65歳以上の高齢人口は増加を続けている。令和 3 年 4 月では年少人口1,271人、生産年齢人口7,081人、老年人口5,228人となっている。また、年齢 3 区分別人口の構成比についても、昭和55年から平成27年にかけて、年少人口は23.7%から10.4%、生産年齢人口は65.4%から56.9%と下がり続けているのに対し、高齢人口は10.9%から32.7%と増加を続けており、少子高齢化が進んでいる。

自然動態については、平成 4 年以降死亡数が出生数を上回る自然減の状況が続いており、平成19年以降は、自然減が100人を超える状況が続いている。令和 2 年では出生数53人、死亡数232人で179人の自然減となっている。合計特殊出生率は平成 17 年以降、平成24 年の1.44 を除き千葉県、全国をいずれも下回っており、令和元年には1.26となっている。

社会動態については、平成 8 年以降、転出数が転入数を上回る社会減の状況が続いている。社会増減数の推移でみると、平成12 年から平成22 年まで毎年100 人を

超える社会減となっていたが、平成23 年以降は100 人を下回っている。令和 2 年では転入数337人、転出数347人で10人の社会減となっている。性別・年齢 5 歳階級別人口移動の状況（平成17年→平成22年）をみると、男性では、15～19 歳になるときと20～24 歳になるときで比較的大きな転出超過となっている。その他年齢層に関しても転出超過となっており、特に大きな転入超過はみられない。女性も男性同様に、15～19歳、20～24歳のときに大きな転出超過となっている。長期的な動向をみると、男性では、15～24歳になるときに転出超過の傾向が続いているが、転出超過の幅はやや減少している。他方で、25～29 歳になるときは転入超過が続いていたが、最近では増減がみられない傾向になっている。女性でも、15～29 歳になるときに転出超過の傾向が続いているが、転出超過の幅はやや減少している。一方で、25～39 歳になる年齢層においてこれまでは転入超過の年もあるが、近年は、転出超過へと変化している。

東庄町は基幹産業として農業を位置づけているが、農業就業人口は減少傾向にある。また、商工業も同様に事業所数や従業員数は年々減少傾向にある。

このまま人口減少及び少子高齢化が進行すると、働き手である生産年齢人口の割合が大幅に減少し、その結果、経済規模を縮小させ、また社会保障費の増大等により、働き手一人当たりの負担が増加するなどの様々な影響が懸念される。

これらの課題に対応するため、県民の結婚・妊娠・出産・子育ての希望の実現を図り自然増につなげる。また、移住を促進するとともに、安定した雇用の創出や地域を守り活性化するまちづくり等を通じて、社会減に歯止めをかける。

「ひと」の定着、「しごと」づくり、「まち」の魅力づくりに取り組みます。地域における雇用創出力の向上、事業創出力の強化の取り組み、また、移住希望者にたいして支援するための環境を整備し、「ひと」と「しごと」の好循環を確立します。そして、活気にあふれたまちづくりによって地域に根付いた「まち」の実現を目指す。

【基本目標 1】結婚・出産・子育て希望の実現

【基本目標 2】新しい人の流れの創出

【基本目標 3】産業振興による安定した雇用の創出

【基本目標 4】住み続けたいまちづくりの実現

【数値目標】

5-2の ①に掲げ る事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (令和6年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	合計特殊出生率	1.37	1.8	基本目標1
イ	20代・30代人口	2,350人	2,050人	基本目標2
ウ	町内従業者数	875人	900人	基本目標3
エ	町内循環バス利用者数	13,909人	16,500人	基本目標4

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する
特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

東庄町まち・ひと・しごと創生推進事業

ア 結婚・出産・子育て希望の実現事業

イ 新しい人の流れの創出事業

ウ 産業振興による安定した雇用の創出事業

エ 住み続けたいまちづくりの実現事業

② 事業の内容

ア 結婚・出産・子育て希望の実現事業

婚活応援事業、ファミリーサポートセンター、放課後児童クラブの充実、
ホームページでの子育て情報の充実、子育て支援センターの充実、児童
館施設の充実、子育て世代女性の会の支援、学力意欲向上支援事業、地
域の特性を活かした教育の推進、特定不妊治療費助成、医療費助成事業
など、結婚・出産・子育て希望を実現する事業

イ 新しい人の流れの創出事業

国内外の観光客の誘致、観光振興活動への町民参加の促進、町内観光ルートの設定、イメージキャラクター等を活用したPR、町民参加の機会の充実、子育て世代・多世代同居住宅支援事業、移住・定住支援事業、東庄ふるさと応援基金（ふるさと納税）など、新しい人の流れを創出する事業

ウ 産業振興による安定した雇用の創出事業

物産品販路拡大事業、創業促進支援事業、農産加工品の開発・製造・販売の支援、特産品のブランド化の支援、ネット販売活動促進、就業支援、就農希望者支援事業、農業経営体の育成・強化、農業後継者組織育成事業、学校跡地利活用、土地利活用の推進など、産業振興による安定した雇用を創出する事業

エ 住み続けたいまちづくりの実現事業

公共交通の再構築、まちづくりリーダー育成事業、防犯パトロールの強化、まちづくり団体活動支援、地域社会とのつながりの充実、広域的な連携など、住み続けたいまちづくりを実現する事業

※なお、詳細はまち・ひと・しごと創生第2期東庄町総合戦略のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

1,260,000千円（令和3年度～令和6年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年度10月、外部有識者による施策効果の検証を行い、その結果に基づき必要な改善を事業に反映する。検証結果は、速やかに東庄町ホームページで公表する。

⑥ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から令和7年3月31日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から令和7年3月31日まで